

# 養育費不払い解消法整備

## 法制審に諮詢 共同親権も議論へ

### 法制審議会が検討するポイント

- ・民法で養育費請求権を明記すること
- ・離婚時の養育費の取り決めを促し、支払いを確実にする方策
- ・面会交流の適切な実施に向けた方策
- ・父母双方の共同親権制度の是非
- ・財産分与の「2分の1ルール」の制度化
- ・未成年養子縁組で子の利益を確保する方策

上川陽子法相は10日、離婚した親の都合で子の健全な成長が妨げられないよう、家族法制の見直しを法制審議会(会長・内田貴早稲田大特命教授)に諮詢した。養育費不払いの解消策はじめ、親と子の面会交流、共同親権の是非、財産分与の在り方といった離婚後の課題を網羅的に検討する。

法務省の検討会議が昨年12月にまとめた報告書では、母子世帯が離婚した父

親から養育費を受け取っている割合は24%。検討会議は、養育費請求権の民法への明記や、離婚届と併せて

支払いに関する取り決めを届け出る制度などを提案しており、法制審でも論点となる見通し。

現行民法が親権について定めているのは、離婚協議で父母のどちらかを決める「単独親権」制度。法制審は、主要国の多くが採用する父母双方による「共同親権」の是非を検討する。

また、離れて暮らす親と子の面会交流については、離婚時の計画作成を促進する方策などを議論。財産分与は、婚姻中に夫婦で築いた財産を離婚時に半分ずつに分ける「2分の1ルール」の制度化を検討する。

未成年養子縁組は、再婚相手の子を養子とする際、子供の利益が十分に考慮されない事例があることなどから、対応策を話し合う。